橿原神宮の森再生のための方針検討調査研究

大阪芸術大学　建築学科　准教授　浦﨑 真一

１．研究目的

橿原神宮は1890年に創建され、1926年、1940年の2度の拡張整備により現在の姿をみる。境内林は 1940 年に皇紀 2600 年事業として新しく造成されたものであり、その際 76,118 本の樹木が植栽された。植栽については常緑広葉樹が 60%、落葉広葉樹が 10%、針葉樹が 30%とされ、針広混交林として将来的に照葉樹林に誘導することを目的に計画された。

しかしながら、社会背景の変化により境内の一部は広く地域に開かれたものとされ、比較的自由に人の出入りが可能な境内林となった区域があるため、当時の計画とは異なる管理状況から樹木更新が起きにくい状況になっている。また、ナラ枯れやマツ枯れ等の被害、台風による倒木なども起こり、参拝者や境内を利用する人の安全を守りつつ、橿原神宮の境内林としてふさわしいあり方を模索し、適切に人の手を入れて管理していくことが必要となっている。

こうした状況を改善し健全な森として再生するため、本研究では、比較の好対照とされる明治神宮の森との成立経緯の相違を踏まえ、市民に開かれた境内という整備方針のもとで造成され親しまれてきた橿原神宮の森整備の経緯を整理し、森の再生を見据えて他神社との比較研究、再生のための市民連携の手法の検討を行うこととした。

２．研究方法

橿原神宮の第 2 期拡張整備より 20 年遡る 1920 年に約 10 万本の献木により明治神宮の森が造成された。また、1873 年の公園制度により全国の神社が公園化され、市民に開かれた場となった。そこで、明治神宮の森造成との相違点の整理を文献調査により行い、また同時代に公園化され市民に開放された神社として水沢公園、樗谿公園を取り上げ、植生を中心とした森の状況を現地調査および文献調査により整理し比較した。

そのうえで、橿原神宮の森再生の方針策定に向けて、課題解決に地域および市民が参画するための手法の検討と、参画可能な項目のスタディを行った。

３．調査と方針検討

１）比較調査

明治神宮との比較について、造成時の期間的制約の相違と、橿原神宮が市民に公開された境内林であるのに対して明治神宮の閉鎖された神域としての森の管理が、森の成長に違いを生じさせたと考えられた。

また、境内が公園化された事例は、どちらも現在境内空間と公園地が分離され、境内を公園として両用することには空間の性質上困難が生じると推察できた。橿原神宮では現在も両用しており、管理上整理を要すると考えられる。

２）林床調査とプログラム提供

森が抱える課題のうち、林床の実生木が生育していないことについて、林内の日照環境改善による変化をみるため、2 か所において衰退木を伐採しコドラート調査を実施した。コドラートは伐採木を中心に区画し、伐採によるギャップ発生が実生に及ぼす影響について、建築学科フィールドワーク実習のプログラムとして継続して観察していく。

また橿原神宮から、夏期に実施する小学生向けの林間学園でのプログラム提供依頼があり、境内の竹林対策の一環として伐採竹を活用したクラフト教室を実施した。林間学園は近隣地域の小学生を対象としており、クラフトを通じて境内の森の状況を周知する機会となった。竹材伐採は橿原神宮境内の維持管理を受託する大和森林管理協会と協力し、クラフトプログラムの検討と運営は建築学科フィールドワーク実習で学生が担当した。林間学園開催がコロナ禍のため 3 年ぶりとなり当日の様子が奈良新聞に取り上げられた。

３）再生方針の検討

健全な橿原神宮境内林の実現のため、橿原神宮、大和森林管理協会とともに、目標像や管理上の課題等を検討した。ここでは造成時の理念や状況の確認、現在までの管理および利用状況、現在の管理体制や管理手法等を整理しながら、課題の共有や優先順位の検討、目標像の設定などの必要性が認識された。

４．成果と課題

調査・試行と検討協議によって、良好な境内林の育成には目標像と管理手法の共有が必要であることが認識された。このため、大和森林管理協会とともに中長期目標を示す「橿原神宮境内林整備に関する提言書」をとりまとめ橿原神宮に提出した。

提言では基本方針を「神武天皇（御祭神）ゆかりの郷土の森を守り、維持していく」こととした。そのため、樹木構成は基本的に現状を維持しつつ気候変動による適種の成育も受け入れ、エリアの特徴や役割を活かした整備・管理を進めることとした。

全体的な管理方針としては大きく 2 点を示した。ひとつは管理密度を変えることである。人が立ち入らないエリアは自然度を高く、人が立ち入るエリアは管理の程度を高くして維持し、その間をグラデーションのある管理でつなぐ「里山」的管理を基本とした。もうひとつは、境内林全域にみられる排水不良の課題である。こちらも大規模な排水工事ではなく、水路清掃や付近の剪定・伐採等の維持管理作業によって現状の排水設備の機能を復元することを基本とした。これらの全体管理方針のもと、境内を 7 つのエリアに分け、それぞれ特性に沿った管理を提言した。

本提言は境内林の維持、安全性の確保、よりよい景観づくり等を考慮して作成したが、実施にあたっては本格的な計画策定や進捗確認、状況に合わせた計画変更などのマネジメントが重要である。今後は、森厳な社叢の維持、生物多様性の保全、自然共生サイトとしての存続を見据え、提言を実現していくための実施計画の策定、組織体制の確立、組織運営のための資金確保などに取り組む必要がある。